

恒幸園指定居宅介護支援事業

運 営 規 程

社会福祉法人 恒徳会

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 恒徳会が、介護保険法による指定居宅介護支援事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

本事業所は、介護保険法の理念に基づき加齢に伴い要介護状態となり、介護等を要する者等が、その能力に応じて自立した日常生活を営む為に、必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

第3条（運営方針）

本事業所は、被保険者が要介護状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。

- 2 本事業所は、被保険者の要介護認定等に関わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。
- 3 本事業所は、被保険者の選択により心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所との連携を得て総合的かつ効果的に介護計画が作成されるよう努める。
- 4 本事業所は、市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立。更に被保険者に対し正しい調査を行う。
- 5 本事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の業者に不当に偏ることのないよう公平・中立に行う。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恒幸園指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茨城県筑西市向川澄98番地1

第5条（従業者の職種、員数及び勤務内容）

- | | | |
|-------------|------|-------------|
| （1） 管 理 者 | 1名 | （介護支援専門員兼務） |
| （2） 介護支援専門員 | 1名以上 | （管理者兼務） |
| （3） 事 務 員 | 2名 | （兼務） |

第6条（営業日及び営業時間）

本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1） 営業日 毎週月曜日～土曜日
但し、国民の祝日、4月1日（創立記念日）
並びに12月31日～1月3日を除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとし、水曜日・土曜日については午前8時30分から午後0時30分までとする。

第7条（居宅介護支援事業の提供方法）

管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は利用者から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。

- 2 被保険者の介護認定の確認及び申請代行更に市町村委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。
- 3 介護認定における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、公平・中立で正確な調査が行われる事業であること。
- 4 要介護認定者の在宅サービス計画については、被保険者とその家族の意思を尊重して、保健医療サービス・福祉サービス等の多様なサービスを、サービス事業者と連携し、総合的・効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- 5 正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - （1）正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合。
 - （2）偽りとその不正の行為によって保険給付を受けた場合、又受けようとした場合。

第8条（居宅介護支援事業の内容）

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、かかりつけの医師の意見書・

調査票をもとに包括的自立支援プログラムによりアセスメント表を作成する。

- 3 管理者は、必要に応じ、居宅介護支援事業所内において、サービス担当者会議を開催する。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じ、居宅介護支援事業所内において相談業務を行う。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始にあたって、利用者及びその家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等の名簿・サービス内容・利用料金の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始にあたって、利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき問題点を把握しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、利用者、その家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者の把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から、会議の招集、照会により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 9 介護支援専門員は、利用者、その家族に対し、サービスの種類・内容・利用料等について説明し、文書により同意を得る。
- 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても月1回程度、居宅を訪問し、利用者・その家族・指定居宅サービス業者等との連絡を継続的に行うことにより実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更・居宅サービス事業者との連絡調整・その他の便宜の提供を行う。
- 11 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認めた場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

第9条（利用料について）

利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 次条に規程する実施地域を越えて行うサービスに要した交通費として次のとおり実費を徴収する。

片道	1 km以上	10 km未満	440円
	10 km以上	1 km増すごとに	37円加算とする。

第10条（事業の実施地域について）

事業の実施地域については、筑西市、桜川市とする。

第11条（事故発生時の対応方法）

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等及び利用の介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

第12条（虐待防止に関する事項）

本事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 本事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 本事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

第13条（業務継続計画の策定等）

本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条（法定代理受領サービスに係わる報告について）

市町村から居宅サービス計画の実施状況等の書類の提示を求められた場合はそれに従う。

第15条（秘密保持）

介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。

第16条（その他、運営に係わる重要事項について）

会計については、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計期間とする。

- 2 運営規程の概要・介護支援専門員・勤務体制・サービスに必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行うとともに、居宅サービス計画・サービス担当者会議・居宅支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（附 則）

この規程は、平成19年 7月 7日より施行する。

この規程は、平成31年 2月15日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。